

ファイナンシャル・プランニング契約書

〇〇 〇〇 (以下「甲」という。)とPrivate Fp合同会社 (以下「乙」という。)は、甲に対するファイナンシャル・プランニングサービス (以下「本サービス」という。)について、以下のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

乙は、甲が希望するライフプランの実現に向け、甲に対し、本契約の定めに従い本サービスを提供する。

第2条 (本サービスの内容)

本サービスは、ライフプランニング、資産形成・資産運用設計、保険設計、不動産運用設計、債務返済計画、家計・キャッシュフローの分析その他これらに関連する助言、情報提供およびコンサルティングとする。

本サービスには、法令上別途の資格または登録を要する個別具体的な法律意見、税務申告、投資一任、金融商品または保険商品の売買・勧誘・媒介等は含まれない。ただし、乙が当該業務につき法令上必要な資格等を有し、かつ甲乙が別途合意した場合はこの限りでない。

乙は、本サービスの提供にあたり、甲に対し複数の選択肢がある事項については、必要に応じてその概要を説明し、最終的な判断は甲が自ら行うものとする。

第3条 (前提情報および協力)

甲は、乙に対し、本サービスの提供に必要な資料および情報を、真実かつ正確に提供するものとする。

乙は、甲から提供された資料および情報を前提として本サービスを提供するものとし、当該資料等の不足、不正確または提出遅延により生じた結果については、乙はその責任を負わない。

甲は、面談日程の調整、必要資料の提出その他本サービスの提供に必要な範囲で乙に協力するものとする。

第4条 (投資その他のリスクおよび成果不保証)

乙が甲に対し、証券投資、不動産運用、保険設計その他将来の収益または損失が変動し得る事項について助言または情報提供を行う場合であっても、価格変動、信用リスク、市場環境の変化、制度改正その他の事情により、甲に損失その他期待どおりでない結果が生じることがある。

乙は、本サービスに基づく一定の投資成果、節税効果、融資実行、保険金支払、相続対策の実現その他の結果を保証するものではない。

第5条 (秘密保持および個人情報)

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の非公知情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

前項の規定にかかわらず、法令に基づく場合、本サービスの遂行に必要な範囲で守秘義務を負う役員、業務委託先または専門家に開示する場合は、この限りでない。

乙は、甲の個人情報を、本サービスの提供、連絡、請求・支払管理および法令対応の目的の範囲で利用する。

本条の義務は、本契約終了後も存続する。

第6条（報酬および支払方法）

甲は、乙に対し、本契約に基づく報酬として、金 **割引した金額** 円（税込）を支払う。

乙は、以下のいずれか早い時点で、甲に対して報酬を請求できるものとする。

- （1） ファイナンシャル・プランニングの提供が終了した時点
- （2） 最終の面談日から起算して6か月を経過した時点

甲は、乙からの請求書受領後14日以内に、乙の指定する口座に振込送金の方法により支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から、本サービスの完了および本契約に基づく債務の履行がすべて終了する日、または本契約が第8条その他の定めにより終了する日のいずれか早い日までとする。

第8条（中途解約および解除）

甲または乙は、相手方に対し、書面または電磁的方法により通知することにより、本契約を中途解約することができる。

甲が自己都合により本契約締結後に中途解約する場合、甲は乙に対し、解約料として次の金額を支払うものとする。

- （1） 初回面談日以後かつ提案書等の交付前まで コンサルティング料金（税込）の50%
- （2） 提案書等の交付後 コンサルティング料金（税込）の100%

乙が自己都合により本契約を中途解約する場合、乙は甲に対し、未提供部分に対応する報酬を請求せず、既に受領した金員があるときは、未提供部分に相当する金額を返還するものとする。

甲または乙に本契約違反があり、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されないときは、相手方は本契約を解除することができる。

前項による解除の場合、帰責事由のある当事者は、相手方に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとする。

第9条（成果物等の利用）

乙が本サービスの過程で作成した提案書、分析資料、キャッシュフロー表、レポートその他の資料（以下「成果物等」という。）の著作権その他の知的財産権は乙に帰属する。

甲は、自己のライフプラン検討その他本サービスの利用目的の範囲で成果物等を利用でき、配偶者、同居親族または甲が依頼する弁護士、税理士その他の専門家に開示できる。ただし、乙の事前の承諾なく、第三者への一般配布、転載、改変または商用利用をしてはならない。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らまたはその役員、実質的支配者もしくは主要な関係者が反社会的勢力に該当しないこと、ならびに反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

甲または乙は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要せず本契約を解除できる。

前項により解除された当事者は、相手方に対し何らの請求を行うことができず、相手方に損害が生じたときはこれを賠償する。

第11条（本契約の変更）

本契約の変更または追加は、甲乙が書面または電磁的方法により合意した場合に限り、その効力を生じる。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

第13条（準拠法および合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とする。

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の住所地または乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。なお、電磁的方法により締結する場合は、本書の作成を省略し、各当事者は同一内容の電磁的記録を保管する。

西暦 年 月 日

甲（依頼者）

住所 _____

氏名 _____

乙（受託者）

住所 長野県伊那市境 1071 番地リブレビル 2 階

名称 P r i v a t e F p 合同会社

代表社員 佐久眞盛春

